

各 位

会社名 秩父鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大谷 隆 男  
(JASDAQ・コード 9012)  
問合せ先 総務部長 森田 宏 昭  
(TEL 048 - 523 - 3311)

## 単元株式数の変更、株式併合並びに定款一部変更及び 株主優待制度の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり、単元株式数に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 194 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。併せて株主優待制度の一部変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1. 単元株式数の変更

#### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

#### (2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

#### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

#### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決することを条件といたします。

### 2. 株式併合

#### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準とするとともに、株主様の権利にできる限り影響をおよぼすことがないように当社普通株式について 10 株を 1 株に併合を実施することといたしました。

#### (2) 株式併合の内容

- |             |  |
|-------------|--|
| ① 併合する株式の種類 | 普通株式   |
| ② 併合の方法・割合  | 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上は 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について 10 株を 1 株の割合で併合いたします。 |

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	15,000,000 株
今回の併合により減少する株式数	13,500,000 株
株式併合後の発行済株式総数	1,500,000 株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

（3）株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況変動等の他の要因を除けば、株主の皆様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。

（4）併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株式名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

所有株式数	株主数（割合）		所有株式数（割合）	
総株主	1,503名	(100.0%)	15,000,000株	(100.0%)
10株未満所有株主	126名	(8.38%)	264株	(0.00%)
10株以上所有株主	1,377名	(91.62%)	14,999,736株	(100.0%)

\*上記の株主構成を前提として併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様126名（所有株式数の合計264株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合効力前に、「単元未満株式の買い増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただけることも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお引き取りされている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、添付資料『（ご参考）単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A』に記載の当社株式管理人にお問い合わせください。

（5）1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

（6）効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済み株式の減少に伴い、発行可能株式数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式数	変更後の発行可能株式総数 （平成29年10月1日付）
40,000,000株	4,000,000株

（7）株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款一部変更

（1）定款変更の目的

前項「2. 株式併合」の記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式数を減少させるため現行定款第6条（発行可能株式数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条（単元株式数）を変更するものです。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力日である平成29年10月1日をもって効力を生じる附則を設け、同日をもって本則を削除するものとします。

(2) 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行	変更案
第2章 株式  (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000万株</u> とする。  (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。  (新設)	第2章 株式  (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400万株</u> とする。  (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。  附則 <u>本定款第6条及び第8条の変更の効力発生日は、平成29年6月28日開催の第194期定時株主総会の第1号議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u>

(3) 定款変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に係る議案及び本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日 程

取締役会決議日	平成29年5月25日
定時株主総会決議日	平成29年6月28日(予定)
単元株式数の変更・株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、各証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

5. 株主優待制度の変更について

上記「2. 株式併合」及び「3. 定款一部変更」に伴い、株主優待制度を一部変更することについて決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

(1) 変更の理由

本定時株主総会において、平成29年10月1日を効力発生日とする当社株式の併合(10株を1株に併合)及び単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)に関する議案が決議された場合、当社株主優待制度を一部変更いたします。

(2) 変更の内容

単元株式数の変更及び株式併合後の株主優待制度の基準となるご所有株式数は、株式併合の割合に応じ、以下のとおりといたします。当該基準につきましては、平成30年3月31日の株主名簿に記録された株主様への発送分(平成30年6月予定)から適用いたします。なお、この変更は、単元株式数の変更及び株式併合に伴うものであり、株主優待制度の実質的な内容の変更を伴うものではありません。

1. 優待乗車証（定期券式）

現行	変更後	乗車券の種類	枚数
15,000株以上 21,000株未満	1,500株以上 2,100株未満	当社電車全線優待乗車証	1枚
21,000株以上	2,100株以上	当社電車全線および・索道 〔宝登興業株式会社 宝登山ロープウェイ〕 全線優待乗車証	1枚

2. 優待乗車証（回数券式）

現行	変更後	発行枚数
1,000株以上 3,000株未満	100株以上 300株未満	2枚
3,000株以上 5,000株未満	300株以上 500株未満	4枚
5,000株以上 10,000株未満	500株以上 1,000株未満	6枚
10,000株以上	1,000株以上	10枚

3. 優待割引券

現行：ご所有株式数 1,000株以上 で優待割引券を発行いたします。

変更後：ご所有株式数 100株以上 で優待割引券を発行いたします。

施設名	発行枚数
宝登山小動物公園	特別入園券 5枚
長瀬ラインくんだり	50%割引券 各5枚
有隣倶楽部お食事代（飲み物は除く）	
ガーデンハウス有隣（飲み物は除く）	
秩鉄タクシー株式会社	運賃200円割引券 5枚

以上

## 『(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A』

### Q1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

A1 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数とは、株主総会及び種類株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。今般、当社では10株を1株とする株式併合と1,000株から100株への単元株式数の変更を予定しております。

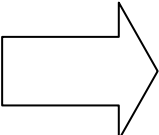
### Q2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A2 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を100株に統一するための取組みを推進しています。当社におきましても、この趣旨を踏まえ、当社の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することとしたものです。

一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当該株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するため、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

### Q3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A3 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

例	効力発生前			効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数		ご所有株式数	議決権数	端数株式相当
①	3,000株	3個		300株	3個	なし
②	1,500株	1個		150株	1個	なし
③	1,385株	1個		138株	1個	0.5株
④	342株	なし		34株	なし	0.2株
⑤	7株	なし		0株	なし	0.7株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例③～例⑤のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、平成29年11月下旬から12月上旬頃にお支払いいたします。

なお、例③～例⑤の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合(上記の例⑤のような場合)は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

### Q4 資産価値には影響を与えないのですか。

A4 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主様のご所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

### Q5 最低投資金額への影響はありますか。

A5 理論上ですが、最低投資金額は現在と変わりません。

(ご参考)平成29年3月31日の終値(244円)を元にした試算

併合前 244円(株価) × 1,000株(単元株式数) = 244,000円(最低投資金額)

併合後 2,440円(株価) × 100株(単元株式数) = 244,000円(最低投資金額)

**Q 6 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか。**

A 6 株主様のご所有の株式数は、10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いすることとなります。

**Q 7 株主は何か手続きが必要ですか。**

A 7 特段のお手続きの必要はございません。

なお、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は株主としての地位を失うこととなります。

**Q 8 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。**

A 8 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記(※)の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 9 この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが。**

A 9 単元未満株式の買取り(1単元に満たない株式を当社が買い取る)のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。現在の単元株式数(1,000株)での買取ご請求は平成29年9月26日(火)まで、新しい単元株式数(100株)での買取ご請求は効力発生以降となります。

なお、証券会社に口座を作られていない株主様は後記(※)の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。(単元未満株式は市場での売買ができませんのでご注意ください)

**Q 10 株式の売買停止期間がありますか。**

A 10 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の売買単位株式数(1,000株)でのお取引は平成29年9月26日(火)までとなります。平成29年9月27日(水)から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成29年9月27日(水)より株式併合の効果が反映されたものとなります。

**Q 11 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。**

A 11 次のとおり予定しております。

平成29年6月28日(水) 定時株主総会開催日

平成29年9月15日(金) 株式併合公告日(予定)

平成29年9月26日(火) 現在の単元株式数(1,000株)での売買最終日

平成29年9月27日(水) 変更後の単元株式数(100株)での売買開始日

平成29年10月1日(日) 株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

**【お問い合わせ先】**

※当社の株主名簿管理人

日本証券代行株式会社 代理人部

〒168-8620 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電 話 0120-707-843 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以 上